

◇大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行することにしました。

(福祉局障がい者施策部障がい支援課)